

部活動のきまり

令和7年度
札幌市立福井野中学校

1 位置づけ

学校教育内活動として位置づける。

2 目標

興味や関心を同じくする者が学級や学年の枠をはぎれ、教師の指導のもとにルールを尊重する中で自主性を養い、身体を鍛え、技能を向上させ、かつ精神的にも社会的にも健全に発達することを目標とする。

3 約束・注意事項

- ・ 礼儀を重んじ、あいさつをきちんとする。
- ・ 全校生徒の模範となり、責任ある行動をとる。

(1) 入退部について

- ・ 入部は保護者、担任の許可を得て所定の用紙にて各部の顧問に提出する。
- ・ 年度途中の入部については、転入学、その他の事由により担任が必要と認めた場合、顧問、担任、事務局の協議の結果許可される場合がある。
- ・ 退部は保護者及び本人の申し出を受け、担任の了解を得て所定の用紙にて、各部顧問に提出する。
- ・ 年度途中の転部は前顧問と次顧問両者の承認が必要である。
- ・ 年度変わりの転部は、前部活の顧問・担任・保護者の了解を得た後、上記の入部手続きをとる。
- ・ 部員に部の品位を著しく傷つける行為があったとき、また部員に誠意の認められないときは、顧問、担任、事務局の協議の結果、退部されることもある。

(2) 活動について

※活動終了時間は下記の通りとする。

月	終了時間
4～10月・3月	18：30
11～2月	18：00

※土・日・祝日、長期休業中の体育館割り当て

A	B	C
8：30～11：00	11：00～13：30	13：30～16：00

前 半	後 半
9：00～12：00	13：00～16：00

- ・職員会議・全体研修会の時は再登校とする。
- ・生徒会活動、学級活動は部活動に優先する。
- ・1日テストの3日前から活動を中止する。
- ・旅行的行事の疲労回復日の活動は中止する。
- ・顧問またはそれに代わる先生がつけないときは中止する。
- ・部員に生活上の問題がある場合、顧問、事務局の判断で活動停止、休部にすることもある。

(3) 再登校・土曜・日曜・祭日・休日の登校について

- ・登校は徒歩とし、自転車は禁止する。
- ・校内には指導の先生が来てから入る。

(4) 服装について

- ・休日等の登校は標準服、または運動着とし、私服での登校は禁止する。
- ・運動着は学校指定のジャージまたは部で決められたユニフォームとする。

(5) 清掃について

- ・使用教室、施設は活動終了後かならず清掃及び整備する。
- ・体育館の活動については使用後の清掃や後片付けをしっかりと行うこととする。

(6) 用具の管理について

- ・学校の器具を借用する場合は、管理している先生の許可を受ける。使用後は元の場所に返し、報告する。

(7) 休日の活動時の昼食について

- ・昼食が必要な場合は事前に用意し、指定された教室で食べる。途中で校外に買いに出ることはしない。ゴミは持ちかえるか、北玄関のごみ箱に捨て、教室のゴミ箱は使用しない。
- ・飲み物は、水筒に入れて持ってくる。

(8) 飲み物について

- ・飲み物（スポーツ飲料水、茶、水）の持参を認める。

(9) 更衣・持ち物について

- ・更衣は更衣室を使用すること。
- ・持ち物は、教室、廊下、更衣室等に置かず、活動場所に持っていく。

(10) 廊下・ホールの使用について

- ・1F、3Fを使用することとし、2Fの使用は禁止する。
- ・顧問の許可なくボールを使用することは禁止する。

(11) 格技場の使用について

- ・26年度より格技場の使用を可とする。使用方法については体育科との確認をする。

上記の約束注意事項を守れなかった部は、顧問や関係の先生方で協議し、部活動停止や対外試合の出場を認めないことになるのでくれぐれも注意すること。

札幌市教育委員会からのお知らせ ~部活動活動基準の改正について~

保護者の皆様には、日頃より本市の教育にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

札幌市立学校における部活動は、学校における教育活動の一環として、生徒が生涯にわたって、文化・スポーツに親しむ能力や態度を育み、知力・体力の向上や健康増進、生徒の自主性や協調性、社会性を伸長する等、大きな役割を果たしております。本市においても、こうしたねらい・目的を達成するため、部活動運営に取り組んでいるところです。

しかしながら、部活動における休養日の未設定や長時間の活動が恒常化する等により、生徒の安全面・健康面や、指導に当たる教職員の心身の健康維持等への影響が懸念されたことを踏まえ、平成30年4月より、札幌市立学校における部活動活動基準を設定し、休養日を定期的に設定するなどの取組を保護者等の皆様のご協力のもと進めてまいりました。

そのような中、令和2年度より、スポーツ庁及び文化庁から、部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが示されたことを受け、同ガイドラインで示された活動基準に準拠した内容に改正することといたしました。保護者の皆様におかれましては、改正の趣旨につきまして、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

札幌市立学校における部活動活動基準（令和2年4月1日から適用）

- ・少なくとも月に1回は、学校として平日にすべての部活動の休養日を設定する。
- ・毎週、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）のいずれかを休養日とする。
- ・少なくとも週に1日は、平日に休養日を設定する。
- ・通常の活動時間は、長くとも平日2時間程度とする。
- ・土日、祝日、長期休業期間中の活動時間は、長くとも3時間程度とする。
- ・長期休業期間中の休養日の設定は学期間中に準じた取扱いとし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ・週末に大会参加等で休養日を設定せずに活動した場合には、休養日を他の日に振り替える。
※過度な活動とならないよう留意すること。

■改正の主な項目

(1)オフシーズンの設定

長期休業期間にある程度長期の休養期間を設けること

※「ある程度長期」については、夏季休業期間中であれば、夏季休校日の3日間。冬季休業期間中であれば、年末年始のいわゆる学校閉鎖期間以上を想定。

(2)大会直前等の特例の廃止

これまで大会直前等やむを得ない場合には、休養日の設定などについて「この限りではない」としていたが、改正後は必ず休養日を設定する必要がある。

(3)週末の大会参加等による休養日の振替

週末に大会参加等により休養日設定が困難な場合には、他の日に休養日を振り替えることが必要。

※「大会参加等」については、運動部については主催団体が社会的にも明確な大会等、合唱部については公式に招かれて演奏する地域行事等を想定しており、いわゆる練習・交流試合や練習・交流会、合宿は含まない。